



# (株) 三川屋会館チェーンと札幌市による さっぽろ食の安全・安心推進協定 協 定 書

(第 140105号)

(株) 三川屋会館チェーン と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

(株) 三川屋会館チェーンは、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

## ◆ 基 本 項 目 ◆

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理            | 2 商品の品質管理    |
| 3 従業者等の衛生管理           | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 |              |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成27年3月2日

株式会社三川屋会館チェーン  
代表取締役

札幌市  
市長

土江田 真一

上田 文雄

## わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 施設本館500坪、豊200坪の整理整頓を行い清潔を保っています。
- 毎日原材料の仕入を行い、品質、鮮度、異物混入等の確認を行っています。
- 料理人及び従業員は衛生チェックを行った上で従事しています。
- 店舗の清掃や作業台、器具等の洗浄・殺菌を行い常に清潔の状態を保ちます。